

ネット通販
「返金します」も
詐欺だった

事例

ネット通販で洋服

を注文し、指定された銀行口座に代金8000円を振り込んだ。数日後、「商品が欠品している」ので〇〇ペイで返金する」というメールが届いた。相手の指示に従いLINEの友達登録をし、「〇〇ペイ」のアプリをダウンロードして、自分の銀行口座をひもづけた。その際、自分のスマホの画面を相手と共有し、LINE通話で「***と入力して」など、言われるままにアプリを操作した。結果的に、返金されるどころか、相手に30万円を送金していたことが分かった。すでにLINEは相手からブロックされていて、連絡が取れない。

以前から、代金を振り込んだのに商品が届かないネット通販詐欺が横行していましたが、最近、それをきっかけに、さら

にお金をだまし取られる新手の詐欺が発生しています。支払いは現金振り込みなのに、「返金は〇〇ペイのみ」と言われるのが、この詐欺の特徴です。PayPayなどのキャッシュレス決済アプリは、まだ不慣れな人が多いため、悪用されがちです。

よく分からないまま指示に従い、銀行口座をひもづけてアプリを操作すると「〇〇ペイ」で相手に送金してしまいます。事例のように画面共有機能を使われ、個人情報や銀行口座の情報、パスワード、認証コードなどを盗み取られ、さらなる高額被害につながることもあります。被害に遭ったら、早急に警察と「〇〇ペイ」に連絡しましょう。

この詐欺は「欠品している」「不良品だが交換品がない」など、言葉巧みに返金手続きに誘導してきます。また「30分以内でないと返金できない」と急がせて判断を鈍らせ、不審に思っても後戻りできないこともあります。

「〇〇ペイ」を使っていないのに「〇〇ペイで返金します」は要注意です。

困消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500

☐メールアドレス アドレスの記載がないものは裏表紙のQRコードか市ホームページに問い合わせ一覧があります

☑用紙は市が施設のホームページからダウンロードできます ☐申し込みは市の電子申込システムへ。裏表紙のQRコードからアクセスできます

市報すいた 16
令和6年2月号